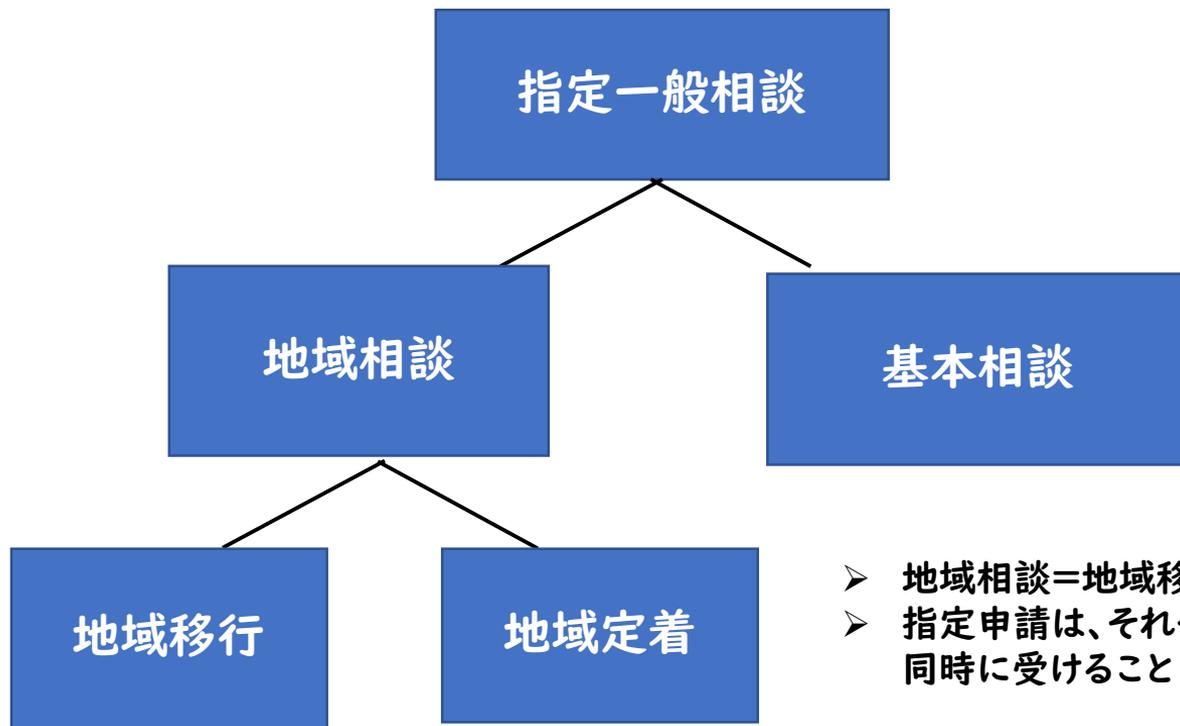


地域相談支援 (地域移行支援・地域定着支援)

指定一般相談 = 基本相談支援 + 地域相談支援



- 地域相談 = 地域移行支援 + 地域定着支援
- 指定申請は、それぞれ必要ですが、指定は同時に受けること

(1) 地域移行支援とは

障害者支援施設・児童福祉施設・保護施設・矯正施設等に入所している障害者、または精神科病院に入院している精神障害者が地域生活へ移行するための支援

外出支援、住宅の確保や日中活動先の調整など、地域における生活に移行するための相談や支援

①具体的な支援内容

- (1) 地域移行に係る相談
- (2) アセスメント
- (3) 支援計画の原案作成
- (4) 支援計画作成のためのケア会議の開催
(障害者支援施設又は精神科病院における担当者を招集)
- (5) 概ね週1回、少なくとも月に2回の面接もしくは同行支援
- (6) **障害福祉サービス事業の体験的な利用支援** ☞ 次のスライドへ
- (7) **一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援** ☞ 次のスライドへ

地域移行支援計画の作成及び利用者への対面による支援をひと月に2回以上行うことのいずれかを満たさない場合は、報酬算定できません。

☞ 障害福祉サービス事業の体験的な利用支援

指定障害福祉サービス事業所等への委託により、日中活動系サービスの体験的な利用支援を行う。

☞ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援

地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施するほか、指定障害福祉サービス事業所等への委託により(短期入所施設の空室やグループホームの空室を利用)体験利用支援を行う。地域生活と同様の環境を想定する。

※グループホームへの入居を前提とした体験入居は、「グループホーム体験入居」の支給決定で行い、本制度では行わない。

②地域移行支援の支給決定

- 対象者
- ①障害者支援施設又は児童福祉施設等に入所している障害者
 - ②精神科病院に入院している精神障害者
 - ③救護施設又は更生施設に入所している障害者
 - ④刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている障害者
 - ⑤更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障害者

- 区分不要(障害支援区分認定調査は必要)
- 期間は6か月(必要であれば、さらに6か月の利用は可)
- 利用者負担はなし

③地域移行支援報酬について

基本報酬

	単位数
地域移行支援サービス費	
(Ⅰ) 社会福祉士や精神保健福祉士等を配置、地域移行支援実績(前年度に地域移行した利用者)3人以上など	(Ⅰ) 3,504単位/月
(Ⅱ) 社会福祉士や精神保健福祉士等を配置、地域移行支援実績(前年度に地域移行した利用者)1人以上など	(Ⅱ) 3,062単位/月
(Ⅲ) 上記以外	(Ⅲ) 2,349単位/月

地域移行支援の加算

加算名	単位数
初回加算（利用を開始した月に加算）	500単位／月
集中支援加算 （月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算）	500単位／月
退院・退所月加算（退院・退所月に加算）	2,700単位／月 入院期間が3月以上1年未満の場合+500単位
障害福祉サービスの体験利用加算 障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に加算 （Ⅰ）開始日～5日目 （Ⅱ）6日目～15日目	（Ⅰ）500単位／日 （Ⅱ）250単位／日 地域生活支援拠点等の場合+50単位
体験宿泊加算 （Ⅰ）一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に加算 （Ⅱ）夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守りを行った場合に、15日以内に限り、算定。	（Ⅰ）300単位／日 （Ⅱ）700単位／日 地域生活支援拠点等の場合+50単位

地域移行・地域定着支援共通加算

加算名	単位数
ピアサポート体制加算（ピアサポート研修を修了した障害者及びその他の従業員を配置している）	100単位／月 体制加算
居住支援連携体制加算（居住支援法人や居住支援協議会と連携体制を確保し、情報共有する場を設定している）	35単位／月 体制加算
地域居住支援体制強化推進加算（居住支援法人と共同して、居住に関する説明及び指導を行い、その課題を協議会等に報告している）	500単位／月

④地域移行支援の留意点

- (1) 宿泊型自立訓練施設、他法（生活保護法や介護保険法等）の入所施設、他法（介護保険法）のグループホームへの移行は退院・退所月加算の請求不可
- (2) 宿泊型自立訓練施設、グループホームからの移行支援は対象外
- (3) 期間は、6か月。さらに6か月は区役所の判断で延長可で最大1年間。これを超える延長は、審査会の個別審査で、必要性が認められる場合

(2) 地域定着支援とは

居宅において単身等で生活する障害者に、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、**常時の緊急連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援をする**

①具体的な支援内容

- (1) 地域定着に係る相談
- (2) アセスメント
- (3) 支援台帳の作成 ☞ 次のスライドへ
- (4) 常時の連絡体制の確保
☞ 携帯電話等により、利用者と直接連絡体制が確保できていれば可
- (5) 緊急の事態への対処等
訪問等による状況把握、利用者の家族・関係機関との連絡調整
☞ 緊急一時的な滞在支援等の措置

支援台帳の作成に係るアセスメントにあたっての利用者との面接等及び適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握のいずれかを実施していない場合は報酬算定不可

支援台帳に記載すべき事項

- ・利用者の心身の状況
- ・置かれている環境
- ・緊急時において必要となる利用者の家族等
- ・利用するサービス事業者等
- ・医療機関、その他の関係機関の連絡先
- ・その他の利用者に関する情報

置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、緊急時等に適切な対応を行うために作成

緊急一時的な滞在支援の措置について

- 利用者が一時的な滞在进行うことができる広さと設備や備品等を備える。
- 利用者への付き添いや見守りを行う。
- 事業所内の宿直室等を確保して実施するか、障害福祉サービス事業所等への委託により行うことができる。

②地域定着支援の支給決定

対象者

以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者

- ①居宅において単身で生活している障害者
- ②居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者

※施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。

※グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者は対象外

- 利用者負担はなし
- 支給決定は1年以内、必要に応じて更新可

③地域定着支援 基本報酬及び加算

	単位数
地域定着支援サービス費 イ 体制確保費	306単位／月
地域定着支援サービス費 ロ 緊急時支援費 (Ⅰ) 訪問または一時的な滞在による支援を行った場合 (Ⅱ) 深夜(午後10時から午前6時)に電話による相談援助を行った場合	(Ⅰ) 712単位／日 地域生活支援拠点等の場合は+50単位 (Ⅱ) 95単位／日
日常生活支援情報提供加算 (精神科病院に情報提供した場合)	100単位／回

④地域定着支援の留意点

(1) 緊急時支援費(Ⅱ)について、電話により直接本人又は家族等に対して緊急的な支援が必要な相談対応を行った場合に限るため、予定確認等の電話連絡は対象外。

また、メールによる対応については対象外。

(2) 深夜に電話による相談対応を行った場合であっても、その後利用者の居宅等へ出向いて支援を行った場合は、当該日については緊急時支援費(Ⅰ)のみ算定することとし、緊急時支援費(Ⅱ)との併給は不可。

人員体制 地域相談 共通

従業者	要件
管理者	1名 ※当該事業に支障がない場合は他事業との兼務が可能 ※従事者との兼務可
従事者	1名以上 <u>※1名は相談支援専門員でなければならない</u> ※当該業務に支障がない場合は、他事業との兼務が可能（指定特定相談事業所との兼務は、業務に支障がない場合として認められる） ※常勤・非常勤を問わない